

**後期高齢者医療保険料を
7月中旬に通知します**

令和5年度における後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月中旬に通知します。

令和5年度に通知された後、制度の安定的な運営のため、期限内の納付にご協力をお願いします。

4月1日を基準に被保険者の資格がある方（4月1日以降、75歳になった方や転入などで資格を取得した方を含む）で、普通徴収（納付書でのお支払いや銀行口座からの引落とし）の方は、7月から納付が始まります。特別徴収（年金からの差し引き）の方は、既に年金からの差し引きで保険料を納付いただいています。が、前年の所得に応じて、10月以降の保険料額が決定します。

○保険料の計算方法について

| | | | | |
|-------------------------------------|---|------------------------------|---|-------------------------------------|
| 令和5年度 後期高齢者医療保険料額 (限度額：6.6万円) | = | 均等割額 被保険者1人あたり 46,400円 | + | 所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 9.49% |
|-------------------------------------|---|------------------------------|---|-------------------------------------|

※賦課のもととなる所得金額＝前年の総所得金額等の合計－基礎控除額 43万円

○保険料の軽減について

後期高齢者医療制度の保険料は、所得に応じて、軽減する制度があります。軽減を受けるためには、所得の申告が必要です。

【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに、均等割額を軽減しています。

| 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯 | 軽減割合 |
|-----------------------------------------------|------|
| 43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円以下 | 7割 |
| 43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円＋29万円×（被保険者数）以下 | 5割 |
| 43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円＋53.5万円×（被保険者数）以下 | 2割 |

- * 65歳以上(令和5年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。ただし、この15万円(高齢者特別控除額)は所得割額の計算では適用されません。
- * 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。
- * 軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。

●会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度の資格取得の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の均等割額が、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額はかかりません。

なお、低所得による**均等割額の軽減**に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

※問い合わせは、住民課 ☎83-2182

【所得割額の軽減】

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに、所得割額を軽減しています

| 賦課のもととなる所得金額 | 軽減割合 |
|--------------|------|
| 15万円以下 | 50% |
| 20万円以下 | 25% |

所得割額の軽減については、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。